

大阪市本庁舎（市会事務局）EV 用充電コンセント設置

業務委託仕様書

1 作業概要

本作業は、分電盤の予備回路を使用し EV 用充電コンセントの設置を行う。

2 履行期限

令和 9 年 1 月 11 日

3 作業場所

大阪市北区中之島 1 -3-20 地下 2 階駐車場

4 作業内容

取付部品は以下のとおり

ねじなし電線管	E25	44	m
エコケーブル	EM-CE5.5×3C	52	m
充電コンセント（防水型）	WK4322S AC250V 20A	1	個
漏電遮断器	ELCB 2P 20A(200V 接続)	1	個
配線用遮断器	NF63-NCV 3P 60A	1	個
プルボックス	200x200x100	1	個
雑材料		1	式

5 作業にあたっての特記事項

- 1) 本作業の作業時間は日曜日の 9 時～17 時とする。なお、作業日については本市担当者
と打合せを行い決定するものとする。
- 2) あらかじめ作業に伴う停電範囲の確認及び停電の調整を作業場所の施設管理者と行
い、指示に従うこと。
- 3) 電気工事は第二種電気工事士の資格を有すること。
- 4) 天井高は約 3 m であり、コンセントの設置高さは約 1.2m とする。

- 5) 分電盤のブランク部に漏電遮断器（感度電流 15mA）を取付し、ブスバーへの接続は 200V とする。
- 6) 分電盤の配線用遮断器（NF63-NCW 3P 50A）を取外し、配線用遮断器（NF63-NCV 3P 60A）を取付すること。
- 7) 分電盤からコンセント行きの電源取り出しにあたり、分電盤、ボックスの開孔作業を各 1 ヵ所行う。
- 8) 使用する部材は新品とすること。
- 9) 騒音、振動が発生する作業は本市担当者の指示により行うこと。
- 10) 電線管は両サドルで挟みハンガーフレームとステンレス製の寸切りで固定すること。また、固定はダブルナットとすること。固定ピッチは 2 m 以内とすること。寸切りは建物梁に打設しないこと。
- 11) 壁の電線管は両サドルで挟み固定すること。
- 12) プルボックスは 4 点固定とすること。
- 13) 電線管や付属品、支持材などはすべて塗装すること。塗装色は 5Y7/1 とすること。
- 14) 接続するボックスや複雑な曲げがあるところは可とう電線管を使用すること。
- 15) その他、設置場所見取図、配線ルート図、電気系統図は別紙を参照すること。
- 16) （一社）次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」申請に必要な工事写真について、本市担当者の指示に従い撮影し、データを提出すること。なお、申請業務は発注者が行う。

6 一般共通事項

- 1) 本仕様書に疑義があるときは、質問期間内に指定の方法により質問すること。なお、契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- 2) 秘密の保持
受注者は業務上、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間終了後、又は解除後においても同様とする。
- 3) 作業の実施について
 - ア 本作業の実施にあたり作業日時については本市担当者と打合せを行い決定するものとする。
 - イ 本作業の実施にあたっては、所管公署の手続きが必要な場合は、受注者の負担で行うこと。
 - ウ 契約後、現地調査を行う場合は事前に本市担当者へ連絡すること。
 - エ 本作業に必要な用具等は受注者にて準備すること。
 - オ 受注者は本作業の実施にあたっては、安全対策に留意すること。万一事故等が発生しても、本市は責任を負わない。
- 4) 設備の運転、停止等
 - ア 設備機器の運転、停止操作は、本市担当者の指示により行うこととし、受注者の

独断では絶対に行わないこと。

- イ 作業中に設備機器、構造物等を損傷（塗装を含む）した場合は、本市担当者の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取り替えること。
- ウ 本作業に必要な電力及び水については、本市より支給するものとする。ただし作業用電気は、指定する差込コンセントから取り出し、漏電遮断器付作業用コードリール等の中継して使用すること。
- エ 作業準備、あと片付け、清掃等はすべて受注者の負担とする。

7 業務の報告及び検査

- ア 完了後において確認できない部分、その他必要と認められる部分については、実施の状況を確認できるよう写真撮影を行うこと。
- イ 作業実施後、速やかに報告書を1部作成し、本市担当者に提出すること。報告書と作業写真はまとめて作成して良い。
- ウ 受注者は、作業が完了したときは、検査を受けなければならない。
- エ 検査は作業報告書類、作業写真、取付品が仕様を満たしているかを確認する。
- オ 受注者は検査が不合格となった場合は、修正作業を行わなければならない。

8 担当

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市会事務局総務担当

電話 06-6208-8615 担当：青池・吉田